

長野県からのお知らせ【定期報告書の提出について】

全ての定期報告書の提出先が (一財)長野県建築住宅センターに変わりました。

定期報告書の提出先について

全ての定期報告書の受付事務を一般財団法人長野県建築住宅センターに委託しています。(昇降機は令和4年10月から委託しています。)

(一財)長野県建築住宅センターへ直接、定期報告の提出をお願いします。

(長野市、松本市、上田市に所在する建築物は除く)

※定期報告…建築基準法第12条第1項又は第3項の報告

提出先		長野県建築住宅センター
提出方法		電子申請 ^{注1} 又は 郵送
提出書類 など	紙申請(持参・郵送)の場合	・ 報告書1部 ・ 概要書1部 ・ <u>返信用封筒</u> ^{注2}
	電子申請の場合	・ 報告書PDFデータ ・ 概要書PDFデータ

注1：電子申請により定期報告を行う場合は、事前に利用者登録をする必要があります。

注2：紙申請で報告書の返却を希望する場合は、返信用封筒を提出してください。

(返信用封筒は、切手貼付、宛名明記、報告書が入る大きさとする)

提出方法

○郵送する場合 以下の宛先に、返信用封筒を同封の上、送付してください。

〒380-0813 長野市大字鶴賀緑町1605番14 高見澤ダイヤモンドビル9F
一般財団法人長野県建築住宅センターあて
※「定期報告書在中」と明記してください。

○電子申請の場合

(一財)長野県建築住宅センターのホームページの案内により、電子申請の登録をしてください。

ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先にご連絡をお願いします。

問合せ先 (定期報告制度について)

長野県建設部建築住宅課指導審査係
担当 吉川

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
TEL : 026-235-7335 FAX : 026-235-7479
E-mail : kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp

問合せ先 (提出方法について)

一般財団法人長野県建築住宅センター
担当 高野・中島

〒380-0813 長野市大字鶴賀緑町1605番地14
高見澤ダイヤモンドビル9F
TEL : 026-219-2310 FAX : 026-219-2315
E-mail : nj-honsho@n-jutaku.or.jp

定期報告制度について

建築物やその建築設備等は適時に適切な維持管理を行わないと、雨漏りや故障などの不具合が生じるだけでなく、火災発生時に利用者が避難できない等、人命に係る重大な事故に繋がる恐れがあります。

建築基準法第12条では、建築物の用途・規模等により所有者(管理者)に定期の調査(検査)と報告を義務付けています。(定期報告制度)

調査は、建築士等の資格者が実施する必要があります。

定期調査(検査)と報告の対象と報告周期

対象建築物

対象規模は国が定めるもの(特記外)のほか、長野県や長野市、松本市、上田市独自指定のものがあります。

用等	規模 (いずれかに該当する建築物) (凡例) A :対象用途の床面積、F :階	報告				
		周期	R6	R7	R8	R9
劇場、映画場又は演芸場、 観覧場(屋外観覧場は除く)、 公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> 3F以上の A>100㎡ 客席床面積 ≥200㎡ (客席床面積≤300㎡のうち、対象用途が1Fのみの場合を除く) 主階が1階にない (劇場、映画館又は演芸場に限り) 地下Fの A>100㎡ 	2年		○		○
病院、有床診療所 又は養老院等 児童福祉施設等※	<ul style="list-style-type: none"> 3F以上の A>100㎡ 2Fの床面積 ≥300㎡ A>500㎡ 地下Fの A>100㎡ 	2年		○		○
共同住宅※、 寄宿舎※又は下宿※	<ul style="list-style-type: none"> 3F以上の A>100㎡ 2Fの床面積 ≥300㎡ 地下Fの A>100㎡ 	2年		○		○

※ 高齢者、障がい者等の就寝の用途に限ります。(A>500㎡(県・市指定)の児童福祉施設等にはこの限定がありません。)

対象建築設備、対象防火設備(対象建築物に設置されたもの) 報告周期「毎年」

対象建築設備	対象となる機器 (対象建築物に設置されたもの)
換気設備	床面積の1/20の開放できる窓がない居室又は火気使用室に設置された中央管理方式の空調設備又はダクトが2以上の室に係る換気設備 (注)居室毎に単独で設置されたものは建築設備としての報告対象外
排煙設備	排煙機を設けた機械式の排煙設備
非常用照明設備	電源別置型(発電機型等)の非常用照明 (注)電源内蔵型は報告対象外

対象防火設備

(対象建築物に設置されたもの)

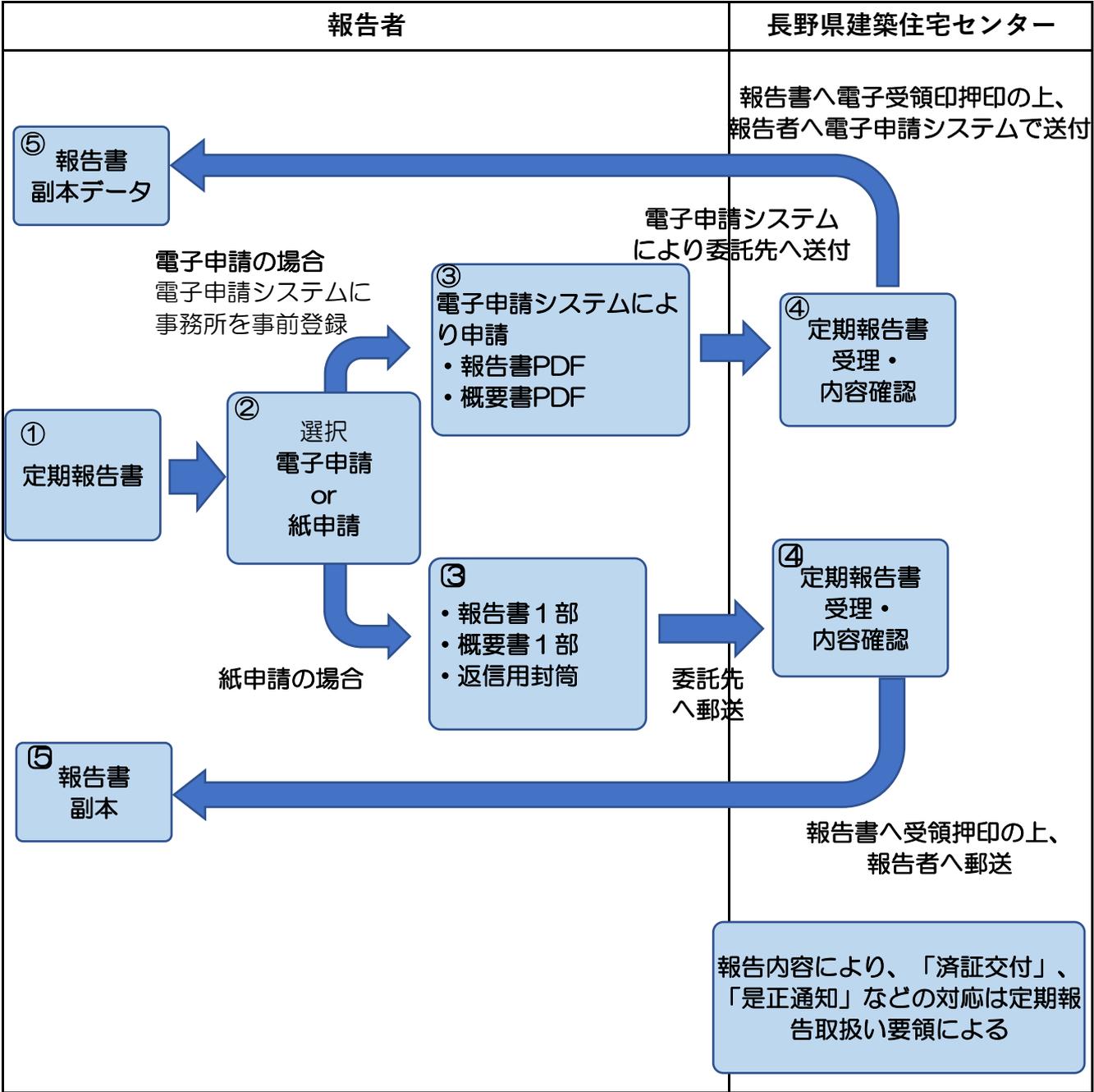
随時閉鎖式の(煙感知器等と連動して閉鎖する)防火扉、防火シャッター等の防火設備
(注)防火ダンパー、外部開口の防火設備、常時閉鎖式の防火設備は防火設備としての報告対象外

対象昇降機、準用工作物 報告周期「毎年」

対象昇降機
エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 (注)ホームエレベータ、テーブル式(出し入れ口が床上50cm以上)の小荷物専用昇降機は報告対象外
準用工作物
観光用昇降機、遊戯施設

報告書フロー図

定期報告書の提出方法について（令和7年受付6月以降）



グーグルフォーム登録通知

令和7年4月・5月に電子データで定期報告を提出する方へ

一般財団法人長野県建築住宅センターから、副本返却を受信するための送付先メールアドレス等を、下記のグーグルフォームから登録していただく必要があります。

グーグルフォーム (Googleform)

URL : <https://forms.gle/HrPJXSMQHtoEZqhD9>

QRコード



副本データ送信先及び報告済証送付先について

Google にログインすると作業内容を保存できます。 [詳細](#)

* 必須の質問です

メールアドレス *

メールアドレス

報告対象建築物名称又は遊園地等名称 *
(複数物件ある場合は・等で区切り、複数入力してください)

回答を入力

副本データ受信者名 *

回答を入力

電話番号 *

回答を入力

◆報告済証は書面でお送りいたしますので、送付先氏名・住所をご記入ください *
報告済証送付先氏名

回答を入力

報告済証送付先住所 *

回答を入力

回答のコピーが指定したアドレスにメールで送信されます。

送信

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。



このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 - [利用規約](#) - [プライバシーポリシー](#)

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

